

第2回観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会議事概要
(山形県総合文化芸術館(山形魅力発信モール))

日 時：令和7年7月30日(水)15時30分～15時50分

会 場：山形県庁10階 1002会議室

出席委員：丸子 尚委員長、細江 大樹委員、田牧 大祐委員、吉原 元子委員、
永沢 康弘委員、中村 雪子委員

概 要：

1 審査委員会の会議の公開について

委員長より本審査委員会の会議を公開することとして提案があり、異議なく承認された。

2 事務局からの説明及び質疑応答について

【説明】

事務局から、募集要項(案)に基づき施設概要、指定管理者の業務、指定管理者の募集に関する事項等について説明がなされた。

【主な質疑・意見等】

委 員：収支決算状況を踏まえると、次期指定期間は十分な収入が見込めるということだが、指定管理料の下限は設けているか。

事務局：指定管理料の下限は設定していない。なお、指定管理料に残額が生じた場合は、精算してもらうことになる。

委 員：アンテナショップの運営について、例えば指定管理者が賃料を徴収し、別の事業者が運営するといった形態ではなく、指定管理者自身が店舗の運営を行うという認識でよろしいか。

事務局：基本的には指定管理者が直接店舗運営を行うものと考えているが、募集要項P3(3)①にも記載のとおり、再委託という形も想定している。

委 員：第一期と第二期で指定管理者が変更になった場合、施設設備等を原状復帰したうえで引き継がなければならないのか。

事務局：原状復帰を原則としているが、具体的には事業者間の話し合いで決めていただく。店舗のコンセプトによっても生かせる部分とそうでない部分があるため、事業者間で交渉のうえ円滑に引き継いでいただくことが望ましい。

【採決】

募集要項について、一部の文言修正は委員長に一任することで承認された。